

届出により、受けられる軽減や減免の制度

非自発的な失業をしたかたの国保税の軽減

会社の都合による離職など次の(1)～(3)すべてに該当する場合は、申告によりそのかたの前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。この軽減を受けられる期間は、「離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで」で、対象は令和2年度分からです。

- (1) 平成31年3月31日以降に失業されたかた
 - (2) 離職日の翌日時点で65歳未満のかた
 - (3) 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等による離職）、または雇用保険の特定理由離職者（雇止め等による離職）。雇用保険受給資格者証の第1面にある離職理由コードで確認することができます。
 - ・特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由離職者 23、33、34
- ※雇用保険受給資格者証のないかたや、申告をしなかった場合は軽減対象となりません。

国保税や一部負担金の減免制度

火災などの災害、病気、事業の休廃業、失業などにより世帯の所得が激減し、生活が著しく困難になったときは、申請により国保税の減免や医療機関に支払う一部負担金（自己負担）の徴収猶予・減免を受けられる場合があります。申請に必要なものは、該当する要件により異なりますので事前にご相談下さい。

制 度	国保税の減免	一部負担金の徴収猶予・減免
内 容	国保税が一部減額されます	病院等の窓口での支払いが猶予または減額されます
要 件	① 災害によって死亡したとき、障がい者になったとき、または納税義務者の居住する住宅、家財等に損害が生じたとき ② 納税義務者等が継続して6か月以上療養中または療養を要すると認められ、令和6年中の総所得金額の見込額が令和5年中の総所得金額（500万円以下）の1/2以下に減少する世帯 ③ 失業や事業の休廃業等によって、令和6年中の総所得金額の見込額が令和5年中の総所得金額（500万円以下）の1/2以下に減少する世帯 など	① 災害により死亡したとき、障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき ② 干ばつ等による農作物の不作等により収入が著しく減少したとき ③ 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき ④ 上記に類する事由があったとき
対 象	① 被害を受けた日から1年以内の納期分 ②③ 申請年度の納期分（令和5年中の所得によって減免割合は異なります。） ※納期限の7日前までに申請して下さい。	① 申請日以降に支払義務が発生する月から最長で6か月間免除 ②③ 徴収猶予：6か月以内 減免：3か月以内

【その他のお知らせ】

◆市役所の職員をかたり高齢者を標的とした還付金詐欺が多発しています！『還付金でATMへ』は詐欺です。不審な電話と思ったら最寄りの警察へご相談下さい。

【問い合わせ先】

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保年金係（南庁舎1階③窓口）
市役所開庁時間 8:30～17:15（土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）
電話（0561）76-8151（直通）
（0561）53-2111（代表）内線 323・329

国民健康保険（国保）は

病気やけがで治療が必要になったとき、安心してお医者さんにかかることができるように、みんなで支え合う公的医療保険です。日本国内に住んでいる人は、お勤め先の健康保険など他の公的医療保険に加入しているかたや生活保護を受けているかたを除き、国保に加入しなくてはなりません（国民皆保険制度）。

国保の届出や申請などはその世帯の代表者である世帯主が行うことになっています（国民健康保険法第9条）。また、世帯主の国保加入にかかわらず、国保税は世帯主に対して請求（賦課）され、納税義務者としての責務を負うことになっています（地方税法第703条の4）。

国保をやめるときや、国保に加入するときは14日以内にお届けを！

社会保険加入や転出などで国保をやめるときも、忘れず届出をして国保税を清算し税金の還付を受けましょう。還付は法定納期限の翌日から起算して5年を経過すると受けられません。また、資格が切れた状態で保険証を使うと、保険診療分の医療費は、ご自身が一時的に立て替えて正当な保険者に返還請求することになります。月の途中で保険証の種類が変わったときは医療機関にも伝えましょう。

なお、これまで使用していた保険証の資格を失った後、国保加入の届出が遅れたときは、税の公平性を保つため、国保税の賦課は**資格を取得した月**（前の保険証の資格喪失日、転入した日など）まで遡ります。

年度途中の被保険者の異動に伴う税額の変更は月割計算をします。

国保の加入脱退や所得の修正等により、国保税額が変更になるときは、通知をお送りします。納付書でのお支払いのかたには、あわせて変更後の納付書を同封します。通知時期は、届出した月によります。

国民健康保険税（国保税）について

令和6年度の国保税は、次の表の①～③を算出した額の合計です。県内統一の算定基準（標準保険料率）と同等になるよう令和3年度から見直してきましたが、近年の医療費の増加が著しく、税率に反映させると上げ幅が非常に大きくなります。令和6年度は、加入者のみなさまへの負担を軽減するため、物価高騰対策として一般会計から財政支援を受け、加入世帯数が最も多い所得層の課税総額が5%以上の増額にならないようにしました。令和7年度以降は、この財政支援の解消にむけ、これまでより引上げ幅が大きくなる予定です。

国民健康保険税内訳		所得割率 ※1	均等割額 (被保険者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額
①	医療保険分	6.69% (昨年度6.20%)	26,200円 (昨年度26,100円)	19,500円 (昨年度19,300円)	65万円
②	後期高齢者支援金分 ※2	2.67% (昨年度2.40%)	9,900円 (昨年度9,700円)	6,900円 (昨年度6,800円)	24万円 (昨年度22万円)
③	介護保険分 ※3	2.42% (昨年度2.28%)	11,600円 (昨年度11,100円)	6,400円 (昨年度6,000円)	17万円

※1 所得割のもととなる額は、令和5年中の（総所得金額＋山林所得金額－基礎控除（43万円））です。（土地・建物の譲渡所得等も国保税の算定所得に含まれます）。国保税の課税においては諸控除（配偶者控除等）は認められていません。

※2 後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療を支えるため、加入している保険の種類にかかわらず現役世代（0歳から74歳まで）が負担します。

※3 介護保険分は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当するかたが負担します。65歳からは国保税とは別に介護保険料として徴収されます。

今年度40歳、65歳になるかた

- ◆40歳から64歳の間は介護保険分の負担があります。お誕生日の前日が年齢到達日です。
 - ・7月1日までに40歳になるかたは、加入月数に応じて月割した介護保険分が含まれています。
 - ・7月2日以降40歳になるかたは、今回の国保税額に介護保険分を含んでおりません。年齢到達月から介護保険分が賦課されるため、税額変更の通知を改めてお送りします。

- ◆今年度中に65歳になられるかた
今回の国保税額の中に、65歳になられるまでの加入月数に応じて月割した介護保険分が含まれています。

国保税は納期限までに早めに納めましょう。口座振替は引き落とし前に残高確認を。

国保税の普通徴収の納期限は、7月～3月の末日（12月のみ25日。年9回払い。）です。
金融機関休業日の場合は翌営業日が納期限となります。
口座振替納付のかたは、指定した口座から振り替えされます。口座振替全納の場合は7月31日が振替日です。
全納以外のかたは、第1期～第9期の納期限が振替日です。

◆納付書でのお支払いのかたには納付書用紙が同封されています。
コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでの決済もできます。詳しくは納付書裏面をご覧ください。

◆口座からの振替をおすすめします。
預・貯金口座から自動的に振り替えます。国保税額の変更等で還付となる場合も、引き落とし口座へ入金できるため振替依頼の手間が省けます。口座振替のお申し込みは、預・貯金通帳と通帳届出印をご持参のうえ、下記の金融機関等へお申し込み下さい。また、市役所保険医療課の窓口では、キャッシュカードでも手続きすることができます（一部の金融機関を除く）。

三菱UFJ銀行、瀬戸信用金庫、あいち尾東農業協同組合、東春信用金庫、中京銀行、愛知銀行、中日信用金庫、東濃信用金庫、名古屋銀行、十六銀行、東海労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局（愛知、三重、静岡、岐阜各県内）

65 歳から 74 歳の世帯主のかた 年金からの特別徴収について

国保税を年金から天引き（特別徴収）する対象となるかたは、次の全てに該当する国民健康保険に加入している世帯主のかたです。特別徴収のかたでも「申し出」により口座振替による納付に変更することができます。

- ・世帯内の国民健康保険に加入しているかた全員が 65 歳以上 75 歳未満
- ・特別徴収の対象となる年金が年額 18 万円以上あり、国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 以下

※ 誕生月によっては特別徴収の開始時期が遅れることがあります。
※ これまで口座振替で納付されていたかたは、年金受給の開始により徴収方法が特別徴収（年金からの天引き）に切り替わるときは、口座からの引き落としはありません。
※ 後期高齢者医療保険制度の移行期（75 歳に到達する年度）は、国保税は普通徴収（口座振替または納付書払い）となります。年金からの特別徴収はありません。

◎特別徴収が中止される場合
国保税が減額された場合や、特別徴収対象年金が支給停止となった場合は、年度途中で特別徴収（年金天引き）が中止されます。特別徴収されていた国保税は、普通徴収となり、納付書等で納めていただくことになります。なお、こうした事由や仮徴収額が年税額を超えていた場合などで還付すべき国保税が生じた場合は、年金保険者へ返納すべき額を除き、世帯主のかたへ還付します。
国保税が増額となった場合は、特別徴収する額に変更はありませんが、その増額分については納付書等により納めていただくことになります。
また、年度途中で税額が減少した場合も普通徴収となります。令和7年2月分が特別徴収されない場合は、翌年度の4、6、8月分も特別徴収はされません。次回特別徴収になる時期は、翌年度の10月以降からとなりますが、翌年度の本算定時の世帯構成等により特別徴収にならない場合もあります。

国保税を納付しないと……

通常の「保険証」に代わり有効期限の短い「短期保険証」や「被保険者資格証明書（医療機関窓口で全額自己負担し、後から保険診療分を給付）」が交付されることがあります。また、急な病気やけがで医療費の窓口負担がかさんだとき、ひと月の医療費が限度額を超えない範囲で済む『限度額適用認定証』などは、国保税の支払いが滞っていると交付できませんので、納期限までに忘れず納めましょう。
納期限までに納付がない場合は、その翌日から税金納付の日までの日数に応じ、税額に上限年 14.6%の割合（延滞金特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合）に年 7.3%の割合を加算した割合）、当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、上限年 7.3%の割合（延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金が増加されます。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合です。この他、督促や滞納処分があります。

医療費を大切に！

医療費が増えると、国保税引き上げの大きな要因になり、皆さんの負担になります。軽症の患者さんが救急医療を受診したり、緊急性がそれほど高くないけれど休日や夜間に受診すると割増料金がかかるなど、医療費がかさむうえ、緊急性が高く重症な患者さんの治療に支障をきたしたり、病院勤務医やスタッフの負担が過重になる一因にもなります。
日頃から健康づくりや上手な受診を心掛け、治療の必要な人が安心して医療が受けられるよう、また、病院などで負担する医療費（自己負担分）や国保税を無駄なく使えるよう、みんなで医療費の節約に努めましょう。

日頃から健康づくりや上手な受診を心掛けましょう！

- ◎健康診断で病気の早期発見・治療
- ◎かかりつけ医を持ち、重複受診をしない
- ◎休日・夜間の受診はよく考えて
- ◎お薬手帳を活用し、ジェネリック医薬品を利用

交通事故にあったときは市へ届け出を

交通事故やけんかなど第三者の行為により負傷したとき、治療に国民健康保険証を使う場合は届出が必要です。国保が立て替えた費用を本来負担すべき加害者に対し後日請求するため、加害者の氏名や住所、加入する損害保険の情報が必要となります。まずは市役所保険医療課へご連絡下さい。

低所得の世帯には国保税を軽減しています

下表の基準所得額に満たない世帯は、国保税のうち均等割額と平等割額を軽減しています。	
減額割合	減 額 の 対 象 と な る 基 準 所 得 額（令和5年中所得）
7 割	前年中所得 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5 割	前年中所得 43万円＋（29万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2 割	前年中所得 43万円＋（54万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受けるかたです。	
※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行したため国民健康保険の被保険者の資格を喪失したかたのうち、資格を喪失した前日以後継続して同一の世帯に属するかたです。	
所得の申告をしていないと国保税の軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず、次のすべてに当てはまるかたは、毎年忘れず市民税申告等をしてください。	
●公的年金を受給していない、または受給しているが非課税の年金（障害年金、遺族年金など）のみを受給している ●年末調整・確定申告・市県民税申告をしていない ●被扶養者でない	

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保税には配慮がされています

75歳以上のかたと同一世帯の国民健康保険の加入者のかたは、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の急増がないように、一定の条件を満たしていれば国保税が軽減または減免されます。条件に該当するかたは、軽減等を適用させ保険税を算定していますので、申請は不要です。
※ 65歳以上のかたで、一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度へ加入した場合も同様です。